○東北地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市大野目四丁目二九九番から同市浜崎一〇番一まで	前	三八・五九～一一四・二〇メートル	〇・三四〇キロメートル
	後	四〇・二三～一一四・二〇メートル	〇・三四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	山形市大野目四丁目二九九番から同市浜崎一〇番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第四百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市国分六丁目九五三番三から同市国分一丁目九三九番四まで	前	四六・二四～一三二・一六メートル	〇・一九八キロメートル
	後	五四・七三～一四五・八〇メートル	〇・一九八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目九五八番一から同市国分一丁目九四一番三三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第四百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目九三九番一六地先から同市国分一丁目八七五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○北陸地方整備局告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十九日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百四十八号	長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字かし畑平から同村大字北小谷字マムシ岩まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	改築	平成二十五年十一月二十九日

○北陸地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市大字茶屋ヶ原字岩の原一〇一二番一から同市大字茶屋ヶ原字岩の原九九〇番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立大町字抜ノ上二二四七番二から同市名立区名立大町字大抜間二五二二番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○近畿地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

○関東地方整備局告示第四百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目九三九番一六地先から同市国分一丁目八七五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日